

株式会社中野サンプラザと災害時における施設利用の協力に関する協定の締結について

1 趣旨

災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が多数発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保することを目的に株式会社中野サンプラザが管理している施設の一部を区が利用できるようにするため、「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結したので報告する。

2 概要

（１）協定事業者

東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号
株式会社中野サンプラザ

（２）主な協定内容

① 協力内容

- (ア) 施設内の避難者収容スペースの確保
- (イ) 一時滞在施設の運営に係る要員の確保
- (ウ) 施設滞在者への情報提供手段の確保
- (エ) 中野区が用意する備蓄物資の保管場所の確保
- (オ) 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要配慮者への対応体制の確保

② 提供の期間

原則として災害が発生した日から 3 日以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設として施設を使用する必要があるときは、双方協議の上定めるものとする。

③ 費用負担

株式会社中野サンプラザ施設の提供に係る施設及び関連設備の使用は、無償とし、その他一時滞在施設の運営に伴う増加費用は、合理性が認められる範囲で中野区が負担することを原則として、双方協議の上決定する。

④ 収容規模等

一時滞在施設の収容規模及び収容基準は双方協議の上、別途定める。

3 協定締結日

平成27年9月8日